



## しずおか優良木材とは？

しずおか優良木材とは、しずおか優良木材認定審査会による認定を受けた工場が、製材品・製品を生産し、検査に合格した認証製品です。品質、含水率(木材の乾燥具合)、強度などの項目に、厳しい基準が設けられていて、この基準をクリアしたのがしずおか優良木材製品です。



しずおか優良木材認証マーク

### しずおか優良木材製品品質規格基準 (抜粋)

材種	品質基準		寸法基準		乾燥基準	強度基準
構造用製材	JAS規格甲種構造用Ⅰ相当	区分 丸身	基準 なし	表示された寸法と測定した寸法との差が、下表の右欄に掲げる数値以下であること。 単位:mm	含水率 20%以下とする。	スギ: E70相当以上  ヒノキ: E90相当以上
	JAS規格甲種構造用Ⅱ相当	曲り	甲種 0.2%以下 乙種 0.1%以下			
	JAS規格乙種構造用相当	その他欠点	軽微			
造作用製材	造作類	あて及びその他の欠点 軽微であること		区分 仕上げ	含水率 18%以下とする。	
	壁板類			材 未仕上げ		
原材料	1. 静岡県産材証明制度によって管理された原木であること。 2. 原木は合法性が証明されたものであること。					
木質建材	1. JAS、JIS及びAQ認証のいずれかの認証に基づき製造された製品であること。 2. ホルムアルデヒド放散量の平均値が0.3mg/L以下、最大値が0.4mg/L以下であること。 3. 静岡県産材証明制度によって管理された原木であること。なお、原木は合法性が証明されたものであること。					
材	材	区分	表示寸法との差	材	材	
		仕上げ	-0, +1.0	材	材	
		未仕上げ	-0, +2.0	材	材	
		材長	-0, 無制限			
					含水率 15%以下とする。	

### 申込・問合せ

静岡県森林組合連合会

E-mail [s-wood@s-kenmori.net](mailto:s-wood@s-kenmori.net)

URL <http://www.s-kenmori.net/kinoie>

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階

TEL.054-253-0195 (土曜・日曜・祝祭日は休業)

FAX.054-253-2328



### 問合せ

静岡県林業振興課

TEL.054-221-2691 E-mail [rinshin@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:rinshin@pref.shizuoka.lg.jp)



# しずおか木の家 住宅補助制度

最大30万円助成!  
住宅リフォームに最大14万円!

「第27回静岡県住まいの文化賞 優秀賞/しずおか優良木材賞」受賞

静岡県森林組合連合会



# 令和5年度「住んでよししずおか木の家推進事業」のご案内

～静岡県生まれの木で家も建てよう!!～

◎「しずおか優良木材等」の品質の確かな県産材製品を使って、住宅を新築・増改築、リフォームする方に補助します。

## 1 申込内容

### ■ 申込期間:4月1日～2月22日

※補助棟数は新築・増改築800棟程度、リフォーム500棟程度。(いずれも予算範囲内において先着順)

### ■ 補助額 (1棟当たり)

補助要件	しずおか優良木材等の使用量・使用面積		補助金額	上限額
新築・増改築	4㎡以上	住宅全体の木材量に占める 県産材の使用割合	50%以上 15,000円/㎡×使用量㎡ ※	30万円
		50%未満	10,000円/㎡×使用量㎡ ※	20万円
リフォーム	仕上材 10㎡以上		3,500円/㎡×使用面積㎡ ※	14万円

※使用量および使用面積は小数点以下切り捨て

## 2 申込条件

次の条件をすべて満たす場合に、申込できます。

### 【共通の条件】

- 自らが居住するために、静岡県内において、住宅を取得(新築・増改築)すること、または、住宅をリフォームすること。
- しずおか優良木材等を使った部分の施工完了が3月8日までであること。
- 施工者は、県内に事業所または営業所を有する建築業者等であること。
- 住宅を新築・増改築、リフォームする設計者または施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること。
- アンケートや住宅見学会開催に協力できること。
- 施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度によって産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。

### 【新築・増改築する場合】

・「しずおか優良木材等※」を4㎡以上使用すること。

※しずおか優良木材等とは… ●しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品  
●静岡県産材証明制度によって産地を証明され、かつ、合法性を証明されたJAS・JIS製品

※【住宅全体の木材量に占める県産材の使用割合の算定方法】しずおか優良木材等の使用量(単位:㎡)を、延床面積(単位:㎡)に0.2㎡/㎡を乗じて得られる数値で除して得られる割合  
例)しずおか優良木材等:10㎡ 延床面積:100㎡の場合 ●木材総使用量 100㎡×0.2㎡/㎡=20㎡ ●使用割合 10㎡÷20㎡×100=50%

### 【リフォームする場合】

・仕上材に、「しずおか優良木材等」を10㎡以上使用すること。

## 3 申込方法

下記期限までに、静岡県森林組合連合会あてに、次の書類を郵送または直接持参してください。(最終面参照)

提出書類	注文住宅	建売住宅	リフォーム
(1) 補助金交付申込書	● 様式第4号	● 様式第5号	● 様式第6号
(2) 木びろい表	● 様式第16号		● 様式第17号
(3) 現地案内図	●		●
(4) 各階平面図 ※リフォームの場合は使用面積の根拠となる図面	●		●
(5) 建築確認済証(写)	●		
(6) 工事請負契約書等(写)			●
(7) 売買契約書(写)と写真(全景)		●	
(8) しずおか木の家証明書(様式3号)		● 様式第3号	
書類提出期限	上棟の2週間前	購入後1か月以内	補助対象 工事着手 の2週間前

## 申込から支払いまでの流れ

申込に必要な書類(様式)は、静岡県森林組合連合会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.s-kenmori.net/kinoie/about-subsidies1/>

